

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

2024年7月16日（No.4／1）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

「勤務制度等の一部改正」に係る団体交渉を開催！

J R 四 国 労 組 は 本 日 の 団 体 交 渉 に お い て 、 会 社 よ り 「 勤 務 制 度 等 の 一 部 改 正 に つ い て （ 別 紙 1 参 照 ） 」 提 案 を 受 け 、 議 論 し た 。

<会社提案内容（抜粋）>

○乗務員の1日平均労働時間の見直し

- ・ 7 時 間 35 分 → 7 時 間 15 分

○「労働時間A」「労働時間B」の見直し

- ・ 「労働時間A」を「労働時間」と改称し、「労働時間B」を廃止

○「準備時間」「折返し時間」の見直し

- ・ 点呼時間や引き継ぎ時間等について、作業実態を踏まえた時間に見直し
- ・ 駅ごと、箇所ごとに設定している徒歩時間について、

箇所ごとの平均徒歩時間のうち、最も長い箇所の時間に原則統一する。

○超過勤務扱いとしている乗務員訓練・業務研究会・現車訓練時間の所定労働化

<主な交渉内容>

【目的等】

組 合：今回の提案については、従前からの提案も含め申し入れてきた内容であり、要求の前進が図られたものとする。一方で、これまで実施できなかった背景として、他職種との整合性があげられていたが、今回乗務員のみ見直すに至った目的・経緯は。

会 社：乗務員勤務は不規則かつ、列車本数が減少する中、列車ダイヤにあわせて行路を作成する特殊性があることから、将来にわたって人材を確保していくためには、働きやすさの改善は急務であると考えており、今回の労働時間短縮等を提案することとなった。

組 合：乗務員に関しては前進が図られたと考えるが、他方で働きやすさの観点から日勤勤務であればフレックス勤務等を実施すべきであるし、会社全体として労働時間の短縮を進めるべきである。

会 社：労働時間の短縮については、年間休日数の増加により取り組んできた。1日あたりの労働時間の短縮についても引き続き議論していきたい。フレッ

J R 四国労組ニュース

2024年7月16日（No.4／2）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

クス勤務について、働きやすい環境を通じた人材の定着に繋がることは認識している。今後、労働協約の改定に係る交渉が予定されており、乗務員以外の系統を含め、要求内容に応じて議論を進めていきたい。

組 合：多岐にわたる職種が存在の中で、働き方や働く環境に対するニーズが多様化しており、賃金制度を含めた検討が重要だと考える。大会の中では、人事賃金制度を見直すべきという声が多かった。人事賃金制度の見直し時期について、中期経営計画の達成状況を踏まえてということであったが、人材確保の観点から多様な選択肢とともに魅力的な賃金体系となるよう、早期着手が求められる。

会 社：会社としても、若年層、中堅層、55歳以降・エキスパート層それぞれに課題感を持っている。

【制度詳細について】

組 合：今回は労働時間の20分短縮という提案であるが、なぜ20分となったのか。また、メリット・デメリットはどのように整理しているのか。

会 社：今回の短縮時間については、労働時間Bの廃止とともに、準備・折り返し時間等の見直しを積み上げた結果として、20分という結論を得たものである。決して結論ありきではない。

メリットはさまざまあるが、労働時間Bの廃止については、今後システム更新等を図るにあたり障壁となりうることから、会社として見直したい点であった。乗務員としても、今回の運用により、終着駅における列車遅延が発生した場合1分でも超勤となることや、超過勤務手当の単価となる1時間あたりの賃金額も改善することとなる。また、労働時間の短縮については平成15年から、準備時間の見直しについては30年以上変更を加えられなかったが、今回見直しを図ることができたこと。訓練時間については従前の超過勤務ではなく所定の労働時間に組み込まれることはデメリットといえるが、全体として1日あたりの労働時間を短縮するための内容と捉えられたい。

組 合：見直し対象として「乗務割の制により勤務する者」とあるが、その対象は。

会 社：指導担当は今回の見直し対象と考えているが、交番担当・助役・構内運転士については対象外となる。なお、指導担当と交番担当を兼務する者については、指導担当を基本として適用対象とするよう考えている。また、出張・研修等については、従来通り「日勤」の取扱いとする。

組 合：今回の施策により、拘束時間の短縮化や、ダブル行路の解消など、乗務員が実感できるものとなるのか。

会 社：拘束時間の短縮化は図ることができると想定するものの、そのボリュームについては、実際に行路を作成しないと明確にならない部分がある。ただ行路作成にあたっては、労働時間の短縮を踏まえた負担軽減につなげたい。

J R 四国労組ニュース

2024年7月16日（No.4／3終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

- 組 合：今回の見直しにより拘束時間が短縮されなければならない。そのためには、効率的な運用が求められており、会社施策でもあるパターンダイヤのメリットを活かすためにも、乗務エリアを区切ることで、より効率的な行路作成が可能となるのではないか。また、在宅休養時間等については見直しの検討は行わなかったのか。
- 会 社：在宅休養時間も検討したが、見直しという結論を得なかったことから、今回の提案には含まれていない。
- 組 合：訓練を行うにあたり、勤務終了時刻によって、待機時間等がまちまちなることが想定されるが、どのように整理するのか。
- 会 社：待機時間等の取り扱いの細部については、今後整理していく。
- 組 合：現在労働時間管理は4週間単位で行われているが、今後のシステム更新等踏まえて全社的に見直すべきではないか。
- 会 社：これから検討すべき項目として課題認識を持っている。
- 組 合：2025年4月から適用とあるが、来春のダイヤ改正には今回の施策を盛り込んだ上で行路作成するのか。
- 会 社：今回の提案内容を盛り込み、来春はダイヤ改正を行う。移行期間については、特例での対応を検討している。
- 組 合：本日提案を受けた内容については、持ち帰り検討する。

本提案に対しては、関係する組合員より意見を集約し、解明すべき論点を整理した上で、引き続き、交渉を行うことを業務対策委員会にて確認した。

以上

勤務制度等の一部改正について

2024 年 7 月

J R 四 国

標題について、列車乗務員及び動力車乗務員（乗務割の制により勤務する者に限る。）の 1 日平均労働時間を 7 時間 15 分とし、関係制度等を以下のとおり一部改正する。

1 添乗指導の場合の労働時間等の取扱いについて

(1) 労働時間は、4 週間を平均して 1 日当たり 7 時間 15 分 とする。

(2) 添乗指導行路は、4 週間を平均して 1 日が 7 時間 15 分 となるように作成する。

2 列車乗務員及び動力車乗務員の労働時間の取扱いについて

労働時間は、乗務時間、便乗時間、準備時間、折返し時間、看視時間、加算時間及び訓練時間とする。

3 列車乗務員及び動力車乗務員の準備時間の取扱いについて

準備時間は、1 勤務の乗務前又は乗務後における準備若しくは整理のための時間とし、次の各号に掲げる積算要素を作業の実態に応じて算定のうえ、積算合計時分を 1 分単位 に切り上げ運用表に指定する。

なお、所定外の区分の適用を受ける作業を行う場合は、変更後の区分を適用する。

4 列車乗務員及び動力車乗務員の時間外労働について

1 箇月間の基礎労働時間数とは、月間基礎労働日数に 7 時間 15 分 を乗じて得たものとする。

5 列車乗務員及び動力車乗務員の交番作成について

乗務割交番は、1 循環を 4 週間以内で作成し、労働時間が 1 循環を平均して 1 日当たり 7 時間 15 分 となるように作成する。ただし、行路作成上必要な場合は、7 時間 15 分を超えて作成することができる。なお、その場合は 7 時間 35 分を超えないこととする。

6 勤務種別別労働時間等について

別表

項目 勤務種別	労働時間等				始終業時刻	
	1 日平均 労働時間	1 勤務			始業時刻	終業時刻
		労働時間	休憩時間	拘束時間		
列車乗務員	7 時間 15 分	指定した行路表による。			指定した行路表による。	
動力車乗務員						

7 実施時期

2025 年 4 月 1 日

【参考】列車乗務員及び動力車乗務員（以下乗務員）に関する制度等の見直し内容

①乗務員の1日平均労働時間の見直し（7時間35分⇒7時間15分）

- ✓対象は乗務員のうち、乗務割の制により勤務する者に限る。
- ✓乗務割交番は、基本1循環を平均して1日当たり7時間15分以内となるように作成する。
- ✓ただし、行路作成上必要な場合、7時間15分を超え7時間35分を超えない範囲で作成できる。
- ✓1日平均労働時間の見直しにより、「1時間当たり賃金額」がアップする。

②『労働時間A』『労働時間B』の見直し

- ✓「労働時間A」：乗務時間、便乗時間、準備時間、折返し時間、看視時間及び加算時間
- ✓「労働時間B」：あらかじめ作業が計画されていない時間であり、列車の遅延等に対応する時間
- ✓今回、「労働時間B」を廃止し、「労働時間A」を「労働時間」とする。
- ✓「労働時間B」の廃止により、終着駅における列車遅延は全て時間外労働となる。

③『準備時間』『折返し時間』の見直し

- ✓「準備時間」：1勤務の乗務前又は乗務後における準備若しくは整理のための時間
- ✓「折返し時間」：行先地における作業に要する時間
- ✓積算合計時分について、5分単位の切り上げから1分単位の切り上げに見直す。
- ✓点呼時間や引継ぎ時間等について、作業実態を踏まえた時間に見直す。
- ✓点呼箇所から乗務開始箇所等、駅ごとに設定している徒歩時間について、箇所ごとの平均徒歩時間のうち、最も長い箇所の時間に原則、統一する。

④超過勤務扱いとしている乗務員訓練・業務研究会・現車訓練時間の所定労働時間化

- ✓本見直しに伴い「労働時間」に訓練時間を追加する。
- ✓「労働時間」：乗務時間、便乗時間、準備時間、折返し時間、看視時間、加算時間、及び訓練時間